(案)

森林整備事業請負契約書

1　事　業　名　千軒平国有林２１０２森林整備（誘導伐：密着造林型）事業請負

2　履行場所　千軒平国有林２１０２ほ林小班外
別冊、図面のとおり

3　事業内容　誘導伐作業　４．５８ｈａ
集造材　１，１００㎥
Ｃ材等未利用材　４００㎥
植付作業　４．４１ｈａ
獣害防止ネット設置　３，１５０ｍ
（別紙、記番別作業内訳書、作業工程別数量内訳書、作業内訳書のとおり）

4　事業期間　契約締結の翌日から
平成２７年　２月２７日　まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、記番別作業内訳書、作業内訳書のとおり）

5　作業仕様　別冊、作業仕様書のとおり

6　請負金額　金　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　円也）

7　選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選択条項	
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
○	支給材料及び貸与品	第１５条
○	部分払　（作業期間中　回以内とする）	第３４条
×	前金払　請負金額の　／１０以内とする	第３６条第１項
×	中間前金払 請負金額の　／１０以内とする	第３６条第３項

８　　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　　量	引渡予定場所	引　渡　予　定　月　日
封印ペンチ		一式	宮崎北部森林管理署	契約締結の日

９　　特約事項　　別紙、特約条件のとおり
（使用する材料は、別紙、特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する）

１０　暴力団排除に関する特約条項
別途「暴力団排除に関する特約条項」によるものとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び入札公告時に交付する国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款及び製品生産事業請負標準仕様書、造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　住　　所　　宮崎県日向市大字日知屋１７３７１－１
（甲）
分任支出負担行為担当官
宮崎北部森林管理署長　　井　上　　誠　　印

請負者　　住　　所　　○○市○○
（乙）
○○○○○○
○○○○○　　○　○　○　○　　印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】　請負者　　○○共同事業体
代表者　　○○林業株式会社
住　　所　　○○市○○
代表取締役　　○○　○○　　印
○○林業株式会社
住　　所　　○○市○○
代表取締役　　○○　○○　　印
○○林業株式会社
住　　所　　○○市○○
代表取締役　　○○　○○　　印

記 番 別 作 業 内 訳 書

林小班	作業種	区域面積	控除面積（除地等）	契約面積	作業期間		備　考
					自	至	
２１０２ほ	誘導伐	0.78	00.00	0.78	契約締結の翌日	H27.2.27	
２１０２ほ	誘導伐	2.03	00.00	2.03	契約締結の翌日	H27.2.27	
２１０２ほへ	誘導伐	1.30	00.00	1.30	契約締結の翌日	H27.2.27	
２１０２へ	誘導伐	0.47	00.00	0.47	契約締結の翌日	H27.2.27	
計		4.58	00.00	4.58			

作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細　目	数　量	備　考
素材	集造材外		１，１００㎥	
	山元巻立	機械巻立	２００㎥	
	封印発送		９００㎥	
	C材等 集造材		４００㎥	
	C材等 山元巻立		４００㎥	

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分（下刈年次）	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
植付	2102 ほ ①	普通方形植	0.78		0.78 ha	契約締結日の翌日	2／27	スギ挿木苗	2,000 本	
〃	2102 ほ ②	〃	0.82	0.17	0.65 ha	〃	〃	〃	1,700 本	
〃	2102 ほ ③	〃	0.78		0.78 ha	〃	〃	〃	2,000 本	
〃	2102 ほ ⑤	〃	0.87		0.87 ha	〃	〃	〃	2,200 本	
〃	2102 へ ④	〃	0.37		0.37 ha	〃	〃	〃	1,000 本	
〃	2102 へ ⑥	〃	0.49		0.49 ha	〃	〃	〃	1,300 本	
〃	2102 へ ⑦	〃	0.47		0.47 ha	〃	〃	〃	1,200 本	
		小計	4.58	0.17	4.41 ha				11,400 本	
シカネット設置	2102 ほ ①	シカネット設置	―	―	600 m	契約締結日の翌日	2／27	強力繊維入り獣害防止ネット（スカート式L型）	600 m	
〃	2102 ほ ②	〃	―	―	600 m	〃	〃	〃	600 m	
〃	2102 ほ ③	〃	―	―	450 m	〃	〃	〃	450 m	
〃	2102 ほ ⑤	〃	―	―	300 m	〃	〃	〃	300 m	
〃	2102 へ ④	〃	―	―	500 m	〃	〃	〃	500 m	
〃	2102 へ ⑥	〃	―	―	350 m	〃	〃	〃	350 m	
〃	2102 へ ⑦	〃	―	―	350 m	〃	〃	〃	350 m	
		小計			3,150 m				3,150 m	

【留意事項】
1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

特 約 事 項 内 訳 書

記入番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積	使用材料等			備考
					品名	品質規格	数量	
	2102 ほ ①	植付	普通方形植	0.78	スギ挿木苗	苗長40㎝～70cm、根元径7㎜上	2,000 本	
	2102 ほ ②	〃	〃	0.65	〃	〃	1,700 本	
	2102 ほ ③	〃	〃	0.78	〃	〃	2,000 本	
	2102 ほ ⑤	〃	〃	0.87	〃	〃	2,200 本	
	2102 へ ④	〃	〃	0.37	〃	〃	1,000 本	
	2102 へ ⑥	〃	〃	0.49	〃	〃	1,300 本	
	2102 へ ⑦	〃	〃	0.47	〃	〃	1,200 本	
				4.41			11,400 本	
	2102 ほ ①	シカネット設置			強力繊維入り獣害防止ネット（スカート式L型）	引っ張り強度（縦目方向）1200N以上を有する強力繊維入り下部H1.0以上仕様タイプネットであること（公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの。） なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。編目100㎜。標準展開サイズH1.8m×50m。スカートネットサイズH0.6m以上×50m。 支柱規格FRP製φ33～35㎜×2.4m、4m間隔設置部材とし、付属品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること。	600 m	
	2102 ほ ②	〃	〃		〃	〃	600 m	
	2102 ほ ③	〃	〃		〃	〃	450 m	
	2102 ほ ⑤	〃	〃		〃	〃	300 m	
	2102 へ ④	〃	〃		〃	〃	500 m	
	2102 へ ⑥	〃	〃		〃	〃	350 m	
	2102 へ ⑦	〃	〃		〃	〃	350 m	
							3,150 m	

平成26年度 宮崎北部森林管理署〈事業図〉

森林整備(誘導伐:密着造林型)事業請負

千軒平 国 有 林 2102ほ林小班外

面 積 4.58ha

予定生産量 1,500㎥(内400㎥C材)

-凡例-		-凡例-	
実行区域		伐区	4伐区
土場		人天別	人工林
架線盤台		主間伐別	誘導伐
森林作業道新設		林齢	51年生
森林作業道修繕		面積	4.58ha
林道作業道		蓄積	2,784.44㎥
除地広葉樹		予定生産量	1,500㎥
切捨て			

平成２６年度　造林請負箇所実測図兼位置図

（作成者）　農林水産技官　森　利幸

作業種	国有林	林小班	区域面積	控除面積	契約面積
植付	千軒平	2'102ほ①	0．78		0．78
〃	〃	2102ほ②	0．82	0．17	0．65
〃	〃	2102ほ③	0．78		0．78
〃	〃	2102ほ⑤	0．87		0．87
〃	〃	2102へ④	0．37		0．37
〃	〃	2102へ⑥	0．49		0．49
〃	〃	2102へ⑦	0．47		0．47
シカネット設置	〃	2102ほへ			3150M

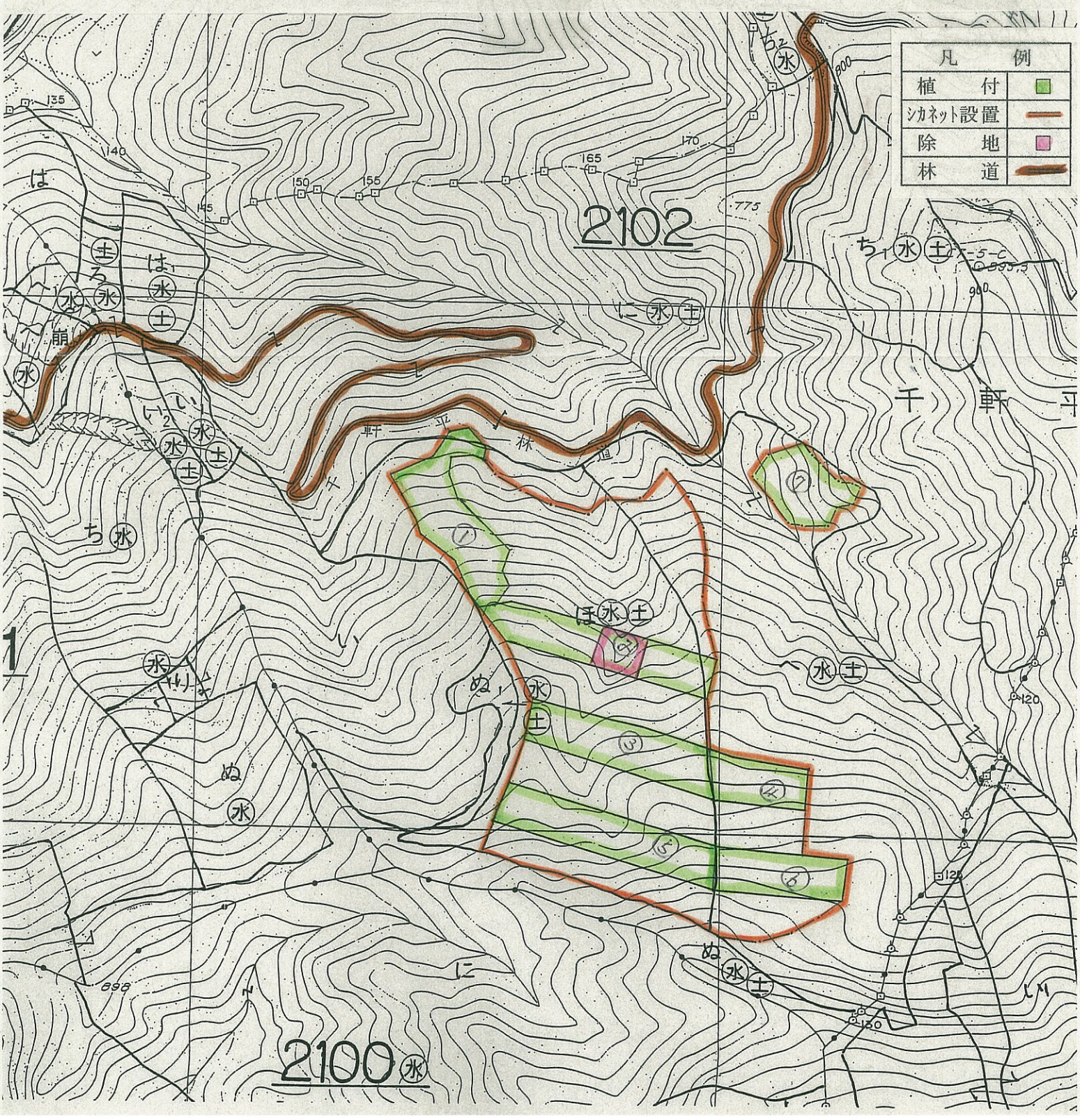

森林整備（誘導伐：密着造林型）請負事業仕様書

適用範囲

この仕様書は，森林管理署等の実施する（誘導伐：密着造林型）事業請負に適用する。

１　伐倒及び集造材

（１）区域内の対象木は，全て伐倒すること。

（２）下表の素材採材が可能なものを原則として搬出対象木（胸高直径がスギ１６ｃｍ以上、ヒノキ１４ｃｍ以上）としているので、これに基づき通直材を採材・搬出すること。Ｃ材等未利用材の採材・搬出については販売協定相手方との協定によること。

但し，監督職員の指示のある場合はこの限りではない。

樹　種	長　級 (m)	径　級 (cm)	Ｃ材等未利用材	長　級 (m)	径　級 (cm)
ス　ギ	３	１４上	ス　　ギ	２・４	８上
	４上	１４上			
ヒノキ	２	１８上	ヒ ノ キ		
	３	１４上			
	４	１３上	広 葉 樹		
	６上	１４上			

２　伐倒及び集造材作業に当たっての留意事項

（１）伐採洩れ，対象外の伐採がないよう留意すること。

（２）伐倒及び集造材作業においては，他の造林木を損傷しないように注意すること。

（３）かかり木については，適切な方法で処理すること。

（４）ワイヤーロープ等，現地の片づけは適切に行うこと。

３　請負数量の確定

（１）伐倒数量

契約書に記載された予定数量とする。

（２）素材数量

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

４　部分払いにおける数量の確定

（１）伐倒数量

面積按分による材積とする。

（２）素材数量

生産完了検査場所における検査数量とする。

５　封印発送

（１）監督員の指示を受けて封印発送を行うものとする。

（２）封印は、発送時点において荷締索の結び目を荷くずしできないように行うものとする。

６　その他

その他必要な事項については，監督職員の指示に従うこと。

植付及び補植作業仕様書

１．苗木の購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、乙の責任において優良な苗木を確保すること。

２．苗木の管理

（１）検査を受けた苗木が衰弱しないよう、早急に仮植地に仮植し適切に管理すること。

（２）仮植地は監督職員と協議し、できるだけ植付現場に近く、水害等の被害のおそれのない平坦地又は緩傾斜地で土壌が深く膨軟な所を選定すること。

（３）仮植地は、仮植の前日までに耕耘しておくこと。

（４）仮植は、列状に溝を掘り、苗木は束をほどいて１本並べとし、根が曲がらないように土を寄せて根元の両側をよく踏みしめておくこと。
仮植期間が短い場合でも、束のままで仮植しないこと。

（５）樹種、品種等により区分して仮植し、数量等を標示しておくこと。

（６）仮植中は苗木の衰弱、枯死を防止するため、こも、わら等で直射日光を遮断し必要に応じて灌水するなどの保護処置を行うこと。
また、仮植地の周辺には排水溝を設けること。

（７）苗木が衰弱し、植付後の活着が危ぶまれる場合は、その処置について直ちに監督職員の指示を受けること。

３．苗木の小運搬

（１）仮植地から植付現場まで運搬する苗木は、当日の植付予定本数にとどめ、植え残った苗木は現地に仮植しておくこと。

（２）運搬に当たっては、必ず、こも等で梱包し、苗木の乾燥を防止すること。

４．植付要領

（１）普通植栽

ア．植付地点を中心に、５０ｃｍ四方に落葉等の地被物を取除き、中心に植穴を掘る。
植穴は、直径３０ｃｍ、深さ２５ｃｍを基準とし、傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。

イ．植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の８分程度入れ、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に土壌を加えて踏みしめること。

ウ．苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

（２）耕耘植栽

ア．植付地点を中心に、８０㎝四方に落葉等の地被物を取除き、表層の土壌をはぎ取り片脇

に寄せ、そのあとをよく耕耘し中心に植穴を掘る。
傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。
植穴は、直径４０㎝以上、深さ３０㎝以上とする。

イ．植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の８分程度入れて、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に下層の土壌を加えて踏みしめること。

ウ．苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

５．作業上の留意事項

（１）植付ける際は苗木袋等を使用し、特に苗木の根部が乾燥しないように注意すること。

（２）植付地点が伐根あるいは岩石等で植付困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。

（３）植穴の中の木の根、石礫等は取り除くこと。

（４）落葉等の地被物が植穴に混入しないように注意すること。

（５）植付後は必ず見回り、不良苗木又は植付不良のものは手直しを行うこと。

（６）植付ける苗木は、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにしておくこと。

６．樹種界及び植付除外地の標示

同一記番に複数樹種の植付区域や、あるいは植付除外地がある場合は現地に標示し、不明な場合は監督職員の指示を受けること。

７．補植作業の留意事項

補植に伴う植付位置等は監督職員の指示に従うこと。

８．施肥

植付と同時に施肥を行う場合は、植穴に８分程度土を入れたとき、苗木の根元から約１５ｃｍ離して肥料を施し覆土する。

施肥方法は、現地の傾斜により環状施肥又は半月状施肥とし、施肥器を使用する場合は、点状施肥とする。

施肥量、その他詳細については、監督職員の指示に従うこと。

９．不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

10．獣害防止ネットを設置する場合

（１）設置するネット（ポール等の付随品も含む）は、甲の指定する規格のものを購入し、設置の前に監督職員の検査を受け、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにすること。甲、又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。

（２）獣害防止ネット設置にあたっては、獣害防止ネット取扱説明書に従い確実に設置すること。

11．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

１．獣害防止ネットの購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

２．獣害防止ネット設置要領

（１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。

（２）支柱は地形・地質を考慮し４ｍ間隔を基本に打ち込み固定すること。

（３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。

（４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。

（５）支柱とネットが接する部分は３箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。

（６）各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には２箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。

（７）支柱の補強については、支柱２本当たり１箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。

（８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。

（９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

３．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特　記　仕　様　書

この特記仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、九州森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書によること。

なお、本特記仕様書に仕様を指定しないものについては、同作設指針によることを基本とすること。

１　路網計画（見取り図）

路網計画は、次の点を反映した路網計画図（１／５，０００の図面）を作成し提出すること。

① 林地保全に配慮し、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うとともに排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として路面に集まる雨水を安全、適切に処理すること。
② 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ１．５m程度以内に抑えるよう努めること。
③ 曲線部及び縦断勾配は、伐木・造材及び集運材に使用する林業機械が安全に通行できるよう設定すること。なお、木材搬出時の下り走行における安全確保の観点から、こうした箇所のカーブの谷側を低くすることは避けること。この場合、排水はカーブ上部の入口付近で行うこと。

２　切土・盛土の均衡

切土と盛土を均衡させ、捨土を発生させないこと。

なお、捨土がやむなく発生する場合は、森林法の作業許可手続きが必要となる場合があるため、作業着手前に理由及び林地保全に配慮した処理計画を書面で監督職員に協議すること。

３　伐開

別紙保残木標準断面図を参考にして、伐開幅は必要最小限度とすること。

４　土工計画

土工計画の概要書として①～⑤を作成の上提出すること。また必要に応じて⑥及び⑦を添付すること。

① 盛土基礎の施工方法と標準断面図
② 盛土部及び路肩部の転圧、締め固めの方法の概要
（※　堅固な路体をつくるため、締固めは概ね30cm程度の層ごとに十分行うこと。）
③ 現地発生資材使用に配慮した盛土構造の標準図及び緑化方法の概要
（※　はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用すること。なお、山腹傾斜が緩やかな場所等で盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図ること。）
④ 盛土勾配の標準
⑤ 切土のり面の標準断面図

（※　切土のり面の勾配は、直切りを基本とする。但し、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、現地の状況により検討すること。）

⑥　構造物を設ける場合はその概要
・洗い越しの標準断面図
・丸太組工など簡易構造物を採用する場合は設置場所の概要と標準断面図
※　路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。

⑦　その他
事業終了時において、登坂部分等に洗掘を防ぐための水切りを施工すること。

５　作業工程表の提出

別紙様式により事業計画表を提出すること。

６　施工管理

作業の種類毎に施工前・施工中・施工後の写真等に記録し提出すること。

別紙

保　残　木　標　準　断　面　図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする